

I 基本構想の意義

1 基本構想の目的・役割・期間

基本構想は、文京区における総合的かつ計画的な行政運営指針で、行政計画の最上位に位置付けられるものです。施策の優先順位や有機的な連関性を担保するため、基本構想のもとに各分野で行政計画を策定し、施策を遂行しています。(図-1参照)

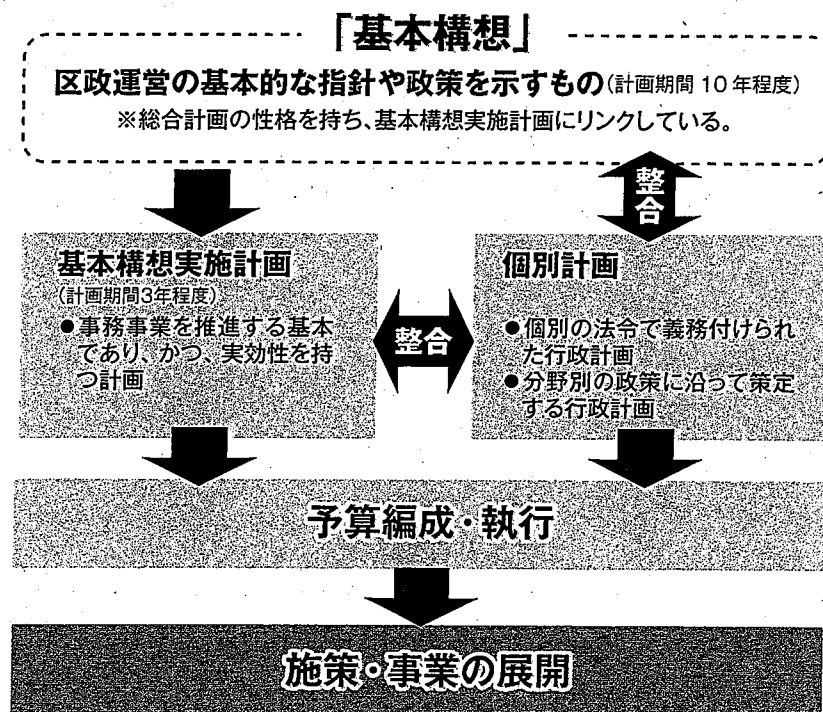


図-1 基本構想の位置付け

※ 基本構想と「文の京」自治基本条例

基本構想は、区の進むべき都市像を明らかにし、区の政策の大綱を総合的に示すものです。

一方、平成17年4月から施行されている「文の京」自治基本条例は、区民、区民等、各主体などを定義し、区民等の権利及び責務、区の責務、協働・協治の推進などを規定しています。

なお、この基本構想では、区民などの定義については、「文の京」自治基本条例に基づき、次のとおりとします。

区民・・・区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

区民等・・・区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

各主体・・・区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいいます。